

(公印省略)
令和6年12月23日

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保健部健康推進課)

HPVワクチンのキャッチアップ接種終了に伴う経過措置について (依頼)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおりHPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種について、令和7年3月末までを接種期間として実施しているところです。

この度、令和6年11月27日に開催された第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、今夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいる状況等を踏まえ、このキャッチアップ接種期間中に1回以上接種している者については、キャッチアップ接種期間終了後も公費で3回の接種を完了できるように、経過措置を設けることとする方針が了承されました。併せて、令和6年11月29日付けで国から、本方針を踏まえ、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)を改正し、令和7年4月1日から施行する予定である旨の事務連絡がありました。

現在、当該経過措置が正式に決定する旨の通知等は未発出の状況ではありますが、本件について、取り急ぎ、お知らせいたします。つきましては、下記について御確認いただきますようお願いいたします。

なお、接種券の取扱い等に関する対応については、追って、お知らせいたします。

記

1 経過措置の対象者(予定)

以下の(1)又は(2)に該当する者の内、キャッチアップ接種期間中(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)に1回以上接種している者

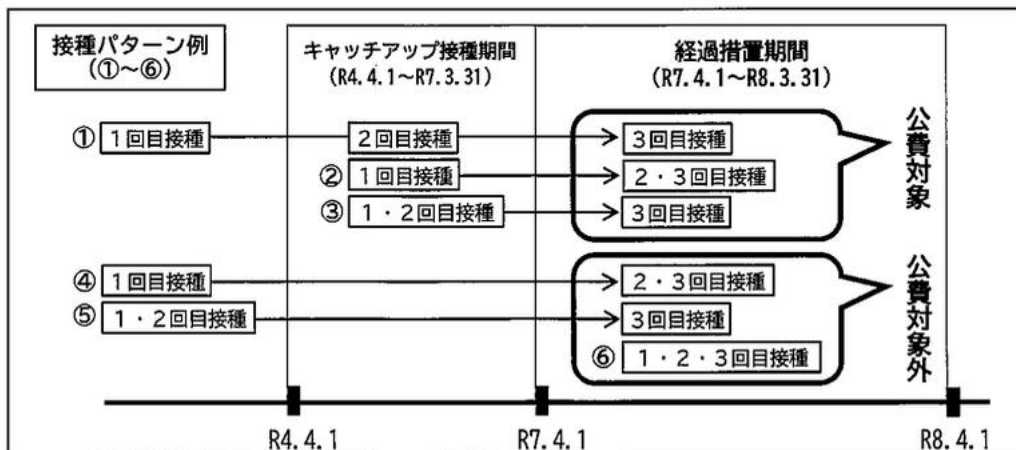
- (1) キャッチアップ接種の対象者(平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子)
- (2) 令和6年度が定期接種の最終年度である者(平成20年度生まれの女子)

2 経過措置期間(予定)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(キャッチアップ接種期間終了後1年間)

3 公費の考え方

経過措置期間中の接種に係る公費の考え方は下図のとおり。



担当：保健予防係 田中
TEL：082-504-2882